

○厚生労働省告示第四百九十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を次のように定め、平成十八年五月二十九日から適用する。

平成十七年十一月二十九日

厚生労働大臣川崎二郎

食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 亜鉛
- 二 アザジラクチン
- 三 アスコルビン酸
- 四 アスタキサンチン
- 五 アスパラギン
- 六 β -アポ-8-カロチン酸エチルエステル
- 七 アラニン
- 八 アリシン
- 九 アルギニン
- 十 アンモニウム
- 十一 硫黄
- 十二 イノシトール
- 十三 塩素
- 十四 オレイン酸
- 十五 カリウム
- 十六 カルシウム
- 十七 カルシフェロール
- 十八 β -カロテン
- 十九 クエン酸
- 二十 グリシン
- 二十一 グルタミン
- 二十二 クロレラ抽出物
- ※二十三 ケイ素
- 二十四 ケイソウ土
- 二十五 ケイ皮アルデヒド
- 二十六 コバラミン
- 二十七 コリン